

# 知的財産ポリシー

平成28年4月1日制定

鶴見大学及び鶴見大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「産学官連携ポリシー」に基づき、教育と研究に並ぶ本学の使命として社会貢献を第三の柱として掲げております。知的財産においては、その創出、管理、活用等という知的財産創造サイクルを円滑に循環させることが必要と考え、その基本的な考え方として、ここに「知的財産ポリシー」を定めます。

## 1. 知的財産の創出

- 1) 本学は、人材の育成及び研究環境の整備・充実等において、積極的な方策を講じて、知的財産の創出を推進していきます。
- 2) 本学は、知的財産の重要性についての認識向上のために、継続的に啓発活動を行っていきます。
- 3) 本学は、産学官の連携を図ることによって研究活動を活性化させ、知的財産を創出すべく努めていきます。

## 2. 知的財産の範囲

- 1) 発明等とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法等の知的所有権の対象となる発明、考案、創作等をいいます。

## 3. 知的財産の帰属

- 1) 教職員等が創出した職務発明に関する権利は、本学に帰属します。また、職務発明の創出者に対しては、規程に基づき補償します。
- 2) 職務外発明に関する権利で、発明等をした教職員等が譲渡を申し出たときは、本学がこれを承継することができます。

## 4. 知的財産の管理

- 1) 本学は、職務発明となる知的財産を適切に評価・承継し、権利化することによって、産業界等において効率的な活用を図るとともに、権利の保護を適切に行っていきます。
- 2) 本学は、発明者等に対し、褒賞及び実施料等について適切な取扱いを行い、知的財産創造サイクルに資する形で還元していきます。
- 3) 本学は、承継された知的財産を、適切に管理し、定期的にその財産的価値を見直ししていきます。

## 5. 知的財産の活用

- 1) 本学は、知的財産が産業界等で効率的に活用されるように、積極的に技術移転を図っていきます。
- 2) 本学は、知的財産を公開し、持続的に広く社会貢献できるよう、情報発信をしていきます。
- 3) 本学は、共同研究、技術移転等で得られた成果を学内研究環境の改善や研究資金等の資源とすることで、新たな知的財産の創出に繋げていきます。

## 6. 知的財産の厳密な管理及び守秘義務

- 1) 知的財産に関する情報については、厳密な管理の下に保管いたします。
- 2) 知的財産に関する情報を知り得た者は、その知的財産について必要な期間中その秘密を守ります。

以上